

成年後見 選挙権早く実現を

音楽講師 丸山由美子 45

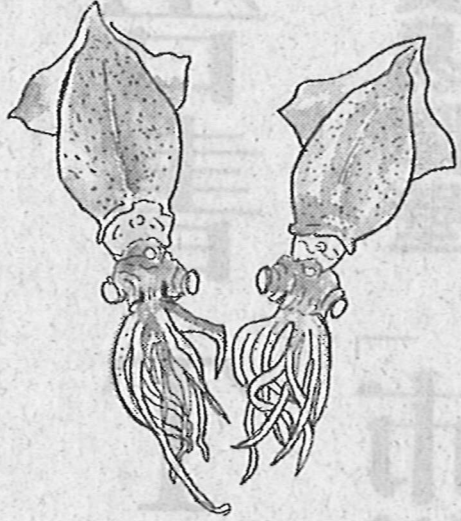
(東京都板橋区)

成年後見人が付いた人は選挙権を失うとした公職選挙法の規定について、東京地裁が違憲、無効とし、選挙権を認める判決を言い渡しました。

私の長女は、この訴訟の原告女性と同じダウン症です。昨年9月に20歳になり、12月の衆院選で初めて投票しました。投票用紙に候補者名を一字ずつ書き込む姿に、選挙を通じて社会参加できた喜びを感じました。ただ、長女も将来、成年後見制度を利用するかもしれません。そのため、選挙権を失う規定は気になり、たびたび裁判の傍聴に行っていました。判決後、裁判長が原告の女性に語りかけた「国民として堂々と胸を張り投票してください」という言葉は胸に響きました。

投票できる能力があるのに一律で選挙権を取り上げるのは、やはりおかしいのではないのでしょうか。一刻も早く制度改革を実現してほしいと思います。

気流



ホタルイカ

題字・角元正燦
イラスト・野村咲絵